

様式第4号（第5関係）

活動結果報告書

令和2年5月22日

越前市議会

議長 三田村 輝士 殿

議員氏名 大久保 恵子



下記のとおり報告します。

日 程 令和2年4月1日(水曜日)～令和3年3月31日(水曜日)

活動先 男女平等推進協会「えちぜん」会費

活動目的 _____

研修・調査・その他活動事項及びその結果概要 (不足のときは、補助用紙を用いる。)

男女平等推進協会「えちぜん」は、男女平等社会実現のため情報収集・発信、
学習・交流などの活動を実施。

特定非営利活動法人 男女平等推進協会えちぜん 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 男女平等推進協会えちぜんという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を福井県越前市府中一丁目11番2号に置く。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 この法人は、地域住民に対して、男女平等に関する情報収集及び情報提供事業、男女平等に関する学習・研修事業、男女平等活動団体等との交流・支援・連帯の促進に関する事業などを行い、男女の人権の尊重のもと、男女がその個性と能力を十分に発揮できる男女平等社会の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）別表の次の種類の特定非営利活動を行う。

男女共同参画社会の形成の促進を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 男女平等に関する情報収集及び情報提供事業
- (2) 男女平等に関する学習・研修事業
- (3) 男女平等活動団体等との交流・支援・連帯の促進に関する事業
- (4) 男女平等に関する文化創造事業
- (5) 女性の自立とエンパワーメントのための相談事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人または団体
- (2) 贊助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人または団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないとときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める年会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、または会員である団体が消滅したとき。
- (3) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、またはこの法人の目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の会費およびその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員および職員

(種別および定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 12人以上16人以内
- (2) 監事 2人以上3人以内

- 2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。
- 3 この法人に相談役・顧問をおくことができる。

(選任等)

第14条 理事および監事は、総会において正会員の中から選任する。

- 2 理事長および副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、または当該役員ならびにその配偶者および3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、または理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によってその職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定めおよび理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要があるときには、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、もしくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、5期10年までとする。

- 2 補欠のため、または増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者または現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事または監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(事務局および職員)

第20条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長および職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会および臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について、議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画および収支予算ならびにその変更
- (5) 事業報告および収支決算
- (6) 役員の選任および解任、職務および報酬（ただし、解任の議決に関しては、理事会

の議決をもってすることができる)

(7) 会費の額

(8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第 50 条において同じ。）その他新たな義務の負担および権利の放棄

(9) 事務局の組織および運営

(10) その他運営に関する重要事項

（開催）

第24条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第 15 条第 4 項第 4 号の規定により監事から招集があったとき。

（招集）

第25条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号および第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、総会の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面をもつて、少なくとも開催日の 7 日前までに通知しなければならない。

（議長）

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

（定足数）

第27条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

（議決）

第28条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によって、あらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（表決権等）

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前 2 条、次条第 1 項および第 51 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
 - (2) 正会員総数および出席者数（書面表決者または表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要および議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が、署名、押印しなければならない。

第 6 章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号および第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定により、あらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
 - (2) 理事総数、出席者数および出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要および議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産および会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金および会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、次の原則に従って行うものとする。

- (1) 収入および支出は、予算に基づいて行うこと。
- (2) 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。
- (3) 財産目録、貸借対照表および収支計算書は、会計簿に基づいて収支および財政状態に関する真実な内容を明りょうに表示したものとすること。
- (4) 採用する会計処理の基準および手続については、毎年継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画および予算)

第44条 この法人の事業計画およびこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出する

ことができる。

- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定および使用)

第46条 予算超過または予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事長の決裁を経なければならない。

(予算の追加および更正)

第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加または更正をすることができる。

(事業報告および決算)

第48条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表および財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2 決算上、剩余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散および合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員総数の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、次項に掲げる軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

- 2 前項の軽微な事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 所轄庁の変更を伴わない事務所の所在地の変更
- (2) 資産に関する事項
- (3) 公告の方法

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散(合併または破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、越前市に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第10章 雜則

(細則)

第56条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 岩端 るみ子
副理事長 瓜生 ヒサ子
副理事長 吉田 利夫
理事 相木 玲子
同 安藤 スミ子
同 大久保 恵子子
同 香川 克子
同 小泉 時子
同 坂口 雅子
同 堀江 知香子
同 真家 徹
同 三上 和夫
同 美濃 初美
同 矢野 正彦
監事 和田 てる子
同 前澤 マサ子
同 磯野 哲也

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 15 年 5 月 31 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画および収支予算は、第 44 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 49 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 15 年 3 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第 8 条の規定にかかわらず次に掲げる額とする。

年会費	正会員個人	1 口 1,000 円	(1 口以上)
	正会員団体	定額 3,000 円	
	賛助会員	1 口 5,000 円	(1 口以上)
	賛助会員団体	1 口 5,000 円	(2 口以上)

7 平成 28 年 5 月 29 日 一部改正

8 平成 30 年 7 月 11 日 一部改正

9 令和 2 年 月 日 一部改正

これは当法人の定款である

福井県越前市府中一丁目 11 番 2 号

越前市男女共同参画センター内
特定非営利活動法人 男女平等推進協会えちぜん
理事 石井 由紀世

様式第4号（第5関係）

活動結果報告書

令和2年10月22日

越前市議会

議長 三田村 輝士 殿

議員氏名 大久保 恵子



下記のとおり報告します。

日 程 令和2年4月1日(水曜日)～令和3年3月31日(水曜日)

活動先 越前市国際交流協会

活動目的

研修・調査・その他活動事項及びその結果概要 (不足のときは、補助用紙を用いる。)

越前市国際交流協会は各種事業を通じて越前市の多文化共生を推進する

会員として各種事業参加により情報収集し、市の多文化共生政策に生かす。

越前市国際交流協会会則

(名 称)

第1条 この会は、越前市国際交流協会（以下「協会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 協会の事務所を、越前市府中1-2-3 センチュリープラザ2階内に置く。

(目 的)

第3条 協会は、幅広い市民の参加による活力にあふれた多文化共生を促進する事業や国際交流活動を実施することにより、国際性豊かな人材育成を図るとともに相互理解、友好親善、国際平和の促進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 多文化共生に関する各種行事の企画および実施
- (2) 国際交流に関する各種行事の企画および実施
- (3) 越前市ならびに諸外国の情報・資料の収集および提供
- (4) 諸外国との友好交流に関する事業
- (5) 国際交流関係団体との協力および国際交流関係団体活動の振興
- (6) 多文化共生・国際理解に関する研修の実施
- (7) 多文化共生・国際理解に関する調査および研究
- (8) 他の団体とも連携し多文化共生を目指す事業
- (9) その他目的達成に必要な事業

(会 員)

第5条 協会の会員は、協会の目的に賛同し、入会を希望する団体または法人および個人とする。

(役 員)

第6条 協会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 2名

2 協会に名誉会長、顧問および参与を置くことができる。

(役員の選任)

第7条

- 1 会長及び副会長は、理事の中から互選し、総会で承認を得る。
- 2 監事は、総会で選任する。
- 3 名誉会長は、越前市長をもって充てる。顧問および参与は、会長が推薦し、理事会および総会の承認を得る。

(役員の職務)

第8条

- 1 会長は、協会を代表し、会務を総理する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

- 3 監事は、協会の会計および事業を監査する。
- 4 理事は、会務全般の運営に参画し、必要な業務遂行にあたる。

(役員の任期)

第9条

- 1 役員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。
- 2 この会の役員に就任した者が、法人又は団体の代表者であった場合において、その役職に異動があったときは、後任者がそれを承継する。
- 3 欠員ある場合、別途会長が任命する。
- 4 補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第10条

- 1 協会の会議は、総会、理事会および運営委員会とし、会長が招集する。
- 2 会議の議事は、出席者の過半数により決する。可否同数のときは議長がこれを決定する。
- 3 名誉会長、顧問および参与は、必要に応じて会議に出席し、意見を述べることができる。

(総会)

第11条

- 1 総会は会員をもって構成する。
- 2 総会は、毎年1回開催する。ただし、会長が必要と認めたときは臨時に総会を開催することができる。
- 3 総会は次の事項を審議決定する。
 - (1) 会則の制定および改廃に関すること。
 - (2) 事業計画および事業報告に関すること。
 - (3) 予算および決算に関すること。
 - (4) 役員の選任に関すること。
 - (5) その他重要な事項に関すること。

(理事会)

第12条

- 1 理事会は、会長、副会長、理事及び監事をもって構成する。
- 2 理事会は、次の各号に掲げる事項について協議もしくは議決する。
 - (1) 総会に付議すべき事項に関すること。
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関すること。
 - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関すること。

(運営委員)

第13条

- 1 協会の運営に関する重要事項について、事業を具体化し円滑に実施し会務を分担するため、運営委員を置く。
- 2 運営委員は、会員の中から会長が任免する。
- 3 運営委員の任期は総会までの1年とする。

(運営委員会)

第14条

- 1 運営委員会は、会長、運営委員、事務局長をもって構成する。
- 2 運営委員会は次の事項を協議する。
 - (1) 理事会に付議すべき事項に関すること。
 - (2) 総会及び理事会で協議又は議決した事項の執行に関すること。
 - (3) 運営委員長の選任に関すること。
 - (4) その他理事会の議決を要しない会務の執行に関すること。
 - (5) その他会長が必要と認めた事項。

(事務局)

第15条

- 1 協会の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局には、協会の事務を処理するため、事務局長及び必要な職員を置く。
- 3 事務局長及び必要な職員は、会長が任免する。
- 4 職員は事務局長の下、事務を遂行する。

(情報などの公開)

第16条

- 1 本会の会議はすべて公開を原則とする。
- 2 会員は隨時、本会の会議録または活動記録を閲覧することができる。
- 3 会長は、会員から異議ある旨の申し出がある場合、調査し説明を行うものとする。

(会費)

第17条 会費は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 団体または法人 二口 10,000円／年
- (2) 個人 一口 1,000円／年

(会計)

第18条

- 1 本会の経費は、会費、補助金、寄付金その他の収入をもってこれにあてる。
- 2 協会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(補則)

第19条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この会則は、平成3年8月8日から施行する。
- 2 協会の設立当初の役員の任期は、第8条第1項の規定にかかわらず、平成5年3月31日までとする。
- 3 協会の設立初年度の会計年度は、第13条第2項の規定にかかわらず、設立日から平成4年3月31日までとする。

附 則

- 1 この会則は、平成7年6月1日から施行する。

附 則

- 1 この会則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この会則は、平成12年6月1日から施行する。

附 則

1 この会則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

1 この会則は、平成19年4月2日から施行する。

2 平成19年度役員の任期は、第8条第1項の規定にかかわらず、平成20年度総会までとする。

附 則

1 この会則は、平成20年4月29日から施行する。

附 則

1 この会則は、平成22年5月2日から施行する。

附 則

1 この会則は、平成30年6月3日から施行する。

様式第4号（第5関係）

活動結果報告書

令和2年10月22日

越前市議会

議長 三田村 輝士 殿

議員氏名 大久保 恵子



下記のとおり報告します。

日 程 令和2年4月1日(水曜日)～令和3年3月31日(水曜日)

活動先 全国フェミニスト議員連盟

活動目的

研修・調査・その他活動事項及びその結果概要 (不足のときは、補助用紙を用いる。)

年4回の機関紙による情報収集と研修会参加等

(<https://afer-fem.org/>)



(<https://afer-fem.org/>)

フェミニズムに根付いた政治と市民活動をサポートするサイトです

全国フェミニスト議員連盟規約

(名称)

第1条 この会は、全国フェミニスト議員連盟と称する。ただし、英語名は Alliance of Feminist Representatives（愛称 AFER アファー）とする。

(目的)

第2条 本連盟は、女性議員を増やし、女性の声が政治に反映する社会をつくることを目的とする。

(活動)

第3条 本連盟は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 女性議員がいないゼロ議会をなくす運動。全てのレベルの女性議員比率を50%にする運動。
- (2) 既成の政策、法律、条例を男女平等の視点で点検する運動。
- (3) 女性がいきいきと生きることができる、あらゆる環境づくりの政策立案運動。
- (4) 会員相互の情報交換、交流。
- (5) 日常的にはゆるやかな連合、連帯活動を旨とし、超党派とすること。

(会員)

第4条 本連盟は第2条の目的に賛同する市民、議員をもって会員とする。

(代表・世話人)

第5条 本連盟に代表2名を置く。

2.本連盟に次の世話人を置く。

会計、広報、政策、組織、国際、事務局、顧問

3.代表・世話人は会員相互の互選により定め、任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

4.世話人の任務は以下とする。

(1) 代表は、本連盟を代表し、総会及び世話人会を主宰する。

(2) 会計は、本連盟の会費の徴収、経費の管理運用にあたる。

(3) 広報は、本連盟の目的、活動を広く社会に知らせ、理解を深める。

(4) 政策は、本連盟の活動のための、情報収集、研究にあたる。

(5) 組織は、本連盟の活動のための組織の充実と拡大にあたる。

(6) 国際は、目的を同じくする海外の団体・個人との情報交換、交流をはかる。

(7) 事務局は、本連盟の運営を掌握し、事務連絡にあたる。

(会議)

第6条 本連盟の会議は、総会及び世話人会とする。

(1) 総会は年1回とし、必要に応じて臨時総会を開くことができる。

(2) 総会は、予算、決算、その他の重要な事項を審議決定する。

(3) 世話人会は、必要に応じて開催する。

(4) 世話人会は、目的達成のための必要事項を審議決定する。

(会計)

第7条 本連盟の会計は、会費、寄付、その他の収入をもってあてる。

2. 本連盟の会費は、町村以外の議員は年額1万円、町村議員および市民は年額5千円とする。ただし、必要に応じて臨時会費を徴収することができる。

(規約)

第8条 本規約の改正は総会で定める。

附則

本規約は、1992年2月14日から施行する。

附則

(施行期日)

本規約は、2016年5月28日から施行する。

(施行期日)

本規約は、2018年5月27日から施行する。

(施行期日)

本規約は、2020年5月24日から施行する。

検索 ...

検索

AFER

全国フェミニスト議員連盟

Alliances of Feminist Representatives

お問合せ

専用問合せフォーム (http://afer-fem.org/?page_id=424)

Copyright © 2018 全国フェミニスト議員連盟 All Rights Reserved.

禁無断複製、無断転載、このホームページに掲載されている記事・写真・図表などの無断転載を禁じます。

様式第4号（第5関係）

活動結果報告書

令和2年10月22日

越前市議会

議長 三田村 輝士 殿

議員氏名 大久保 恵子



下記のとおり報告します。

日 程 令和2年4月1日(水曜日)～令和3年3月31日(水曜日)

活動先 日本国民救援会 会費

活動目的

研修・調査・その他活動事項及びその結果概要 (不足のときは、補助用紙を用いる。)

思想、信条、性別、社会的身分、人種などの違いをこえて団結し、社会的
動議を守って、弾圧や人権侵害を許さないために戦い人権を侵害された犠牲者
とその家族を大衆的運動で救援する事を目的とする団体である日本国民救援
会の会費を払う

(組織の規約は別紙のとおり)

第4号規約

日本国民救援会武生支部規約

第1章 総則

第1条 (名称及び事務所)

本会は日本国民救援会武生支部（以下国民救援会武生支部と称する）と称し、事務所を支部長宅に置く。

第2条 (目的)

本会は日本国民救援会のすすむ道（綱領）にもとづき、思想、信条、性別、社会的身分、人種などの違いをこえて団結し、社会的道義を守って、弾圧や人権侵害を許さないためにたたかい人権を侵害された犠牲者とその家族を大衆的運動で救援することを目的とする。

第2章 (組織と役員)

本会は、会の目的に賛同し、会費を納め、会の運動に参加し、協力する個人と団体で組織する。

第3条 (会費)

会員は会費を支部の大会で決定した額を月ごとに支部に納入する

第4条 (役員)

本会に次の役員を置く。

支部長1名・副支部長1名・事務局長1名・事務局次長1名・常任委員若干・会計監査員2名と別に顧問(相談役)を置くことが出来る。支部長は支部を代表し、支部長事故あるときは、副支部長がこれを代行し、事務局長は部の運営を統括し、事務局長事故あるときは事務局次長がこれを代行する。

第5条 (役員の任期)

役員の任期は大会から大会までとする。ただし再選をさまたげない。任期途中において健康上の理由等止むを得ない事情により退任の申し出があった場合、役員会に諮ってこれを認めることとする。

第6条 (役員の選出)

役員は支部長以下全役員を大会で承認を受け決定する。

第2章 会議

第7条 会議は支部大会及び役員会とする

支部大会は年1回役員会の決定にもとづいて支部長が召集する。また支部大会は活動報告、運動方針、決算、予算、会計監査報告、役員選出その他必要なことを審議し、決定する。議案の議決は出席者の三分の二以上の賛成による。

役員会は支部長が適宜招集する

第3章 会計

第8条 本会の経費は、会費、寄付金でまかなう。会費は次のとおりとする。

個人会員の会費は、普通会費を月額600円（機関紙代を含む）とし、特別会費を月額1,000円以上とする

ただし、会員の条件に応じ、役員会に諮って会費を減免することができる。

第9条

会計年度は、毎年11月1日から翌年の10月31日までとする。

付則

第10条 この規約は2017年11月5日から施行する。

日本国民救援会議事運営規則

第1章 総則

第1条 本規則は、規約第13条および第16条にもとづき、全国大会ならびに中央委員会の議事運営規則を定めるものとする。

第2条 本規則は、都道府県本部等の議事運営にも準用できるものとする。

第2章 全国大会

第3条 (議長団) 議長は大会構成員から若干名を選出し、議長団を構成する。

第4条 (各種委員会の選出)

1. 大会には、議事運営委員会、資格審査委員会、役員選考委員会および選挙管理委員会を設ける。各委員会は代議員および中央役員の中から、それぞれ若干名づつを選出して構成する。役員選考委員会と選挙管理委員会は兼任できるものとする。

2. 議長団は、大会事務局長と事務局員および書記を任命する。

第5条 (議事運営委員会)

1. 議事運営委員会は、互選により委員長1名を選出し、規約第14条で定められた事項の審議日程を協議し、大会に提案する。

2. 議事運営委員会は、大会運営に関し次の事項について、大会および議長団の承認を得て執行する。

- (1) 議事日程の編成と変更
- (2) 修正提案と緊急動議の取扱
- (3) 来賓の祝辞、祝電の取扱
- (4) その他議事に関する必要事項

第6条 (資格審査委員会)

1. 資格審査委員会は、互選により委員長1名を選出し、出席代議員の資格を審査する。

2. 資格審査委員会は、大会成立に必要な代議員の出席者数を確認し、必要に応じて大会に報告する。

第7条 (役員選考委員会)

役員選考委員会は、互選により委員長1名を選出し、中央役員に立候補した者の資格を規約ならびに選出規定にもとづいて審査し、大会および議長団に報告する。

第8条 (選挙管理委員会)

選挙管理委員会は、互選により委員長1名を選出し、中央役員の選出規定にもとづいて選挙を執行する。

第9条 (議事)

1. 大会における発言は、原則として事前に議長に通告し、その指名をうけなければならぬ。

2. 代議員が議事運営に不服があるときは、議事運営委員会に申入れ、その審議をもとめることができる。

第10条 (分科会または分散会)

1. 議案審議上、必要があると議長が認めたときは、議事運営委員会の提案にもとづき分科会または分散会を設けることができる。

2. 分科会は付託事項の審議結果を大会および議長団に報告する。

第11条 (修正提案および動議)

1. 代議員は、大会議案の修正提案をおこなうことができる。修正提案は原則として、大会第1日の前日までに中央常任委員会にたいして文書をもっておこなうものとする。ただし、議長および議事運営委員会が緊急やむを得ないと認めた場合は、大会開会中でもおこない得る。

2. 代議員は大会開会中、動議を提案することができる。動議は、議長に提案する。議長は、大会に可否をはかる。

第3章 中央委員会

第12条 (議長)

議長は出席構成員より二名以上を選出し、議長団を構成する。

第13条 (議事)

中央委員会は、全国大会決定の執行について中央常任委員会から報告をうけ、これを審議する。また、全国大会から付託された議案について審議し決定する。

第4章 付則

第14条

本規則の改廃は、中央委員会の議決を必要とする。

第15条

本規則は、1982年11月3日より執行する。

日本国民救援会規約

一〇〇六年七月三一日採択

申し込むものとする。

第一章 名称・所在地・目的

第一条 本会は日本国民救援会と称し、略称を「国民救援会」と呼び、英語名を次のとおりとする。

Japan Association for Social Justice and Human Rights (KYUENKA)

第一条 中央本部の事務所を東京都文京区湯島二丁目四番四号平和と労働センターレに置く。

第二条 本会は日本国民救援会のすむ道(綱領)にもとづき、思想、信条、性別、社会的身分、人種などの違いをこえて団結し、社会的道義を守つて、弾圧や人権侵害を許さないためにたたかい、人権を侵害された犠牲者とその家族を大衆的運動で救援することを目的とする。

第二章 会員

第四条 本会は、会の目的に賛同し、会費を納め、会の運動に参加し、協力する個人と団体で組織する。

第五条 会員は綱領、規約および各級機関の決定にもとづいて会の活動に参加する。

第六条 本会への入会は、入会申込書に入会金として一ヶ月分の会費相当額と当月会費を添えて、班または各級機関に

数の三分の一以上から要求されたとき、会長は臨時大会を招集しなければならない。

第一二条 全国大会は代議員と中央役員で構成し、代議員総数の過半数の出席によって成立する。

議案の議決は出席代議員の三分の一以上の賛成による。代議員の選出方法は規則で定める。

第一三条

代議員は一人につき一票の議決権を有する。出席できない代議員は委任状をもつて同一都道府県本部、または団体の他の代議員に議決権を委任することができる。議決権の委任を行つた代議員は出席者とみなす。

但し、出席代議員は委任議決権を含め、一人二票をこえる議決権を行使することはできない。また、委任議決権の再委任は認めない。

第一四条 全国大会は次のことを審議し、決定する。

第三章 組織と機関

第九条 本会は次のとおり組織される。

中央本部—都道府県本部—支部—班。

第一節 中央本部

第一〇条 中央本部は、都道府県本部と中央本部に加盟する団体で構成する。

第一条 本会の最高議決機関は全国大会であり二年に一回中央常任委員会の決定にもとづいて会長が招集する。招集の告示は大会期日の二か月以前に行う。但し、中央常任委員会が必要と認めたとき、または中央委員の過半数あるいは会員総

の賛成による。

第一七条 中央委員の選出基準は規則で定める。

第一八条 中央常任委員会は、会長、副会長、事務局長、事務局次長および中央常任委員で構成し、全国大会および中央委員会に責任を負い、本会の日常業務を執行する。中央常任委員会は、会長が召集し、三ヵ月に一回以上開催する。構成員の過半数の出席で成立し、議案の議決は出席構成員の過半数の賛成による。

第一九条 中央常任委員会に専門部または専門委員会を設けることができる。部長または委員長は、その専門部または専門委員会を構成する中央役員の互選とする。

第二〇条 中央常任委員会の下に事務局を置く。事務局には事務局員若干を置き、事務局長の統轄の下に、中央常任委員会の決定にもとづいて日常業務を処理する。事務局員の任免は中央常任委員会が行う。

第二一条 都道府県本部は都道府県単位に組織し、都道府県内の支部と都道府県段階の加盟団体で構成する。

第二二条 都道府県本部の最高議決機関は都道府県本部大会であり、年一回都道府県本部常任委員会の決定にもとづいて会長が招集する。議案の議決は出席者の三分の二以上の賛成による。

第二三条 都道府県本部大会は、活動報告、運動方針、決算、予算、会計監査報告、役員選出その他必要なことを審議し、決定する。

第二四条 都道府県本部委員会は、都道

府県本部大会から次期都道府県本部大会までの最高議決機関で、都道府県本部常任委員会の決定にもとづいて会長が招集し、議案の議決は出席委員の三分の二以上の賛成による。

都道府県本部委員は、都道府県本部大会で選出する。

第二五一条 都道府県本部常任委員会は、会長、副会長、事務局長、事務局次長および常任委員で構成し、都道府県本部大会および都道府県本部委員会に責任を負い、日常業務を執行する。

都道府県本部常任委員会は、会長が招集し、一ヶ月に一回以上開催する。構成員の過半数の出席で成立し、議案の議決は出席構成員の過半数の賛成による。

都道府県本部常任委員会の下に事務局を置く。事務局は、事務局長の統轄の下に常任委員会の決定にもとづいて日常業務を処理する。また、都道府県本部常任委員会に専門部または専門委員会を設けることができる。部長または委員長はその専門部または専門委員会を構成する役員の互選とする。

第三節 支 部

第二六条 支部は、市、区、町、村、または郡を単位に置き、班および会員ならびに支部加盟団体で構成する。

第二七条 支部の最高議決機関は支部大会であり、年一回支部常任委員会の決定にもとづいて支部長が招集する。

支部大会は活動報告、運動方針、決算、予算、会計監査報告、役員選出その他必要なことを審議し、決定する。議案の議決は出席者の三分の一以上の賛成による。

第四章 役 員

第三十二条 本会の中央役員は次のとおりである。

1 会長	一人
2 副会長	若干
3 事務局長	一人
4 事務局次長	若干
5 常任委員	三人
6 会計監査員	若干

会長は本会を代表し、会長事故あるときは副会長がこれを代行し、事務局長は中央常任委員会および事務局の運営を統轄し、事務局長事故あるときは事務局次長がこれを代行する。

第三十三条 都道府県本部の役員は次のとおりである。

1 会長	一人
2 副会長	若干
3 事務局長	一人
4 事務局次長	若干
5 常任委員	若干
6 会計監査員	若干

第五章 会 計

第三十七条 本会の経費は、会費、寄附金でまかなく。会費は次のとおりとする。

一 個人会員の会費は、普通会費を月額六〇〇円（機関紙代を含む）とし、特別会費を月額一〇〇〇円以上とする。

但し会員の条件に応じ、都道府県本部会長の承認により会費を減免することができる。

二 中央加盟団体の会費は規則で定め

第三三一条 支部は次の役員を置くことができる。

1 中央加盟団体の会費は規則で定め	一九九四年七月三一日一部改正
2 都道府県本部および支部に所属す	一九九二年七月三一日一部改正
3 都道府県本部および支部に所属す	一九九〇年七月三〇日一部改正
4 都道府県本部および支部に所属す	一九八九年一月一日一部改正
5 都道府県本部および支部に所属す	一九八八年八月一日一部改正
6 都道府県本部および支部に所属す	一九八八年一月一日一部改正

第二八条 支部常任委員会は支部役員で構成し、支部活動をすすめる。

第三十四条 役員の任期は大会から大会までとする。但し再選をさまたげない。任期途中において健康上の理由等止むを得ない事情により退任の申し出があつた場合、各級常任委員会はこれを認めることができる。但し、次期の大会において承認を得なければならない。

第三十五条 各級大会で選出された役員が任期中、本会の目的と事業の遂行に著しい損害を及ぼしたときは、各級の常任委員会は、本人に弁明の機会を与えた上で、その役員を解任することができる。但し次期大会において承認を得なければならぬ。

第三十六条 本会の各級機関に名譽役員ならびに顧問を置くことができる。名譽役員ならびに顧問は、各級大会で推薦する。推薦基準は規則で定める。

付 則

第四十二条 本会の事業に功績のあつた人は、中央常任委員会の決定にもとづいて全国大会または中央委員会で表彰することができます。

第四十三条 この規約について、さらに細目の規則を必要とする場合は、中央委員会でこれを定めることができる。但しこの場合、次期大会において承認を得なければならぬ。

第四十四条 都道府県本部と支部は必要に応じてこの規約を準用し、また規則をつくることができる。

第四十五条

一 この規約は一九六六年八月十五日から施行する。

二 一九七五年一〇月一日一部改正

三 一九七九年八月一日一部改正

四 一九八一年一月一日一部改正

五 一九八八年八月一日一部改正

六 一九八九年一月一日一部改正

七 一九九〇年七月三〇日一部改正

八 一九九二年七月三一日一部改正

九 一九九四年七月三一日一部改正

十 一九九〇年七月三一日一部改正

十一 一九九二年七月三一日一部改正

十二 一九九四年七月三一日一部改正

十三 一九九〇年七月三〇日一部改正

十四 一九九二年七月三一日一部改正

十五 一九九四年七月三一日一部改正

十六 一九九〇年七月三〇日一部改正

十七 一九九二年七月三一日一部改正

十八 一九九四年七月三一日一部改正

十九 一九九〇年七月三〇日一部改正

二十 一九九二年七月三一日一部改正

二十一 一九九四年七月三一日一部改正

二十二 一九九〇年七月三〇日一部改正

二十三 一九九二年七月三一日一部改正

二十四 一九九四年七月三一日一部改正

二十五 一九九〇年七月三〇日一部改正

二十六 一九九二年七月三一日一部改正

二十七 一九九四年七月三一日一部改正

二十八 一九九〇年七月三〇日一部改正

二十九 一九九二年七月三一日一部改正

三十 一九九四年七月三一日一部改正

三十一 一九九〇年七月三〇日一部改正

三十二 一九九二年七月三一日一部改正

三十三 一九九四年七月三一日一部改正

三十四 一九九〇年七月三〇日一部改正

三十五 一九九二年七月三一日一部改正

三十六 一九九四年七月三一日一部改正

三十七 一九九〇年七月三〇日一部改正

三十八 一九九二年七月三一日一部改正

三十九 一九九四年七月三一日一部改正

四十 一九九〇年七月三〇日一部改正

四十一 一九九二年七月三一日一部改正

四十二 一九九四年七月三一日一部改正

四十三 一九九〇年七月三〇日一部改正

四十四 一九九二年七月三一日一部改正

四十五 一九九四年七月三一日一部改正

四十六 一九九〇年七月三〇日一部改正

四十七 一九九二年七月三一日一部改正

四十八 一九九四年七月三一日一部改正

四十九 一九九〇年七月三〇日一部改正

五十 一九九二年七月三一日一部改正

五十一 一九九四年七月三一日一部改正

五十二 一九九〇年七月三〇日一部改正

五十三 一九九二年七月三一日一部改正

五十四 一九九四年七月三一日一部改正

五十五 一九九〇年七月三〇日一部改正

五十六 一九九二年七月三一日一部改正

五十七 一九九四年七月三一日一部改正

五十八 一九九〇年七月三〇日一部改正

五十九 一九九二年七月三一日一部改正

六十 一九九四年七月三一日一部改正

六十一 一九九〇年七月三〇日一部改正

六十二 一九九二年七月三一日一部改正

六十三 一九九四年七月三一日一部改正

六十四 一九九〇年七月三〇日一部改正

六十五 一九九二年七月三一日一部改正

六十六 一九九四年七月三一日一部改正

六十七 一九九〇年七月三〇日一部改正

六十八 一九九二年七月三一日一部改正

六十九 一九九四年七月三一日一部改正

七十 一九九〇年七月三〇日一部改正

七十一 一九九二年七月三一日一部改正

七十二 一九九四年七月三一日一部改正

七十三 一九九〇年七月三〇日一部改正

七十四 一九九二年七月三一日一部改正

七十五 一九九四年七月三一日一部改正

七十六 一九九〇年七月三〇日一部改正

七十七 一九九二年七月三一日一部改正

七十八 一九九四年七月三一日一部改正

七十九 一九九〇年七月三〇日一部改正

八十 一九九二年七月三一日一部改正

八十一 一九九四年七月三一日一部改正

八十二 一九九〇年七月三〇日一部改正

八十三 一九九二年七月三一日一部改正

八十四 一九九四年七月三一日一部改正

八十五 一九九〇年七月三〇日一部改正

八十六 一九九二年七月三一日一部改正

八十七 一九九四年七月三一日一部改正

八十八 一九九〇年七月三〇日一部改正

八十九 一九九二年七月三一日一部改正

九十 一九九四年七月三一日一部改正

九十一 一九九〇年七月三〇日一部改正

九十二 一九九二年七月三一日一部改正

九十三 一九九四年七月三一日一部改正

九十四 一九九〇年七月三〇日一部改正

九十五 一九九二年七月三一日一部改正

九十六 一九九四年七月三一日一部改正

九十七 一九九〇年七月三〇日一部改正

九十八 一九九二年七月三一日一部改正

九十九 一九九四年七月三一日一部改正

一百 一九九〇年七月三〇日一部改正

一百一 一九九二年七月三一日一部改正

一百二 一九九四年七月三一日一部改正

一百三 一九九〇年七月三〇日一部改正

一百四 一九九二年七月三一日一部改正

一百五 一九九四年七月三一日一部改正

一百六 一九九〇年七月三〇日一部改正

一百七 一九九二年七月三一日一部改正

一百八 一九九四年七月三一日一部改正

一百九 一九九〇年七月三〇日一部改正

一百二十 一九九二年七月三一日一部改正

一百二十一 一九九四年七月三一日一部改正

一百二十二 一九九〇年七月三〇日一部改正

一百二十三 一九九二年七月三一日一部改正

一百二十四 一九九四年七月三一日一部改正

一百二十五 一九九〇年七月三〇日一部改正

一百二十六 一九九二年七月三一日一部改正

一百二十七 一九九四年七月三一日一部改正

一百二十八 一九九〇年七月三〇日一部改正

一百二十九 一九九二年七月三一日一部改正

一百三十 一九九四年七月三一日一部改正

一百三十一 一九九〇年七月三〇日一部改正

一百三十二 一九九二年七月三一日一部改正

一百三十三 一九九四年七月三一日一部改正

一百三十四 一九九〇年七月三〇日一部改正

一百三十五 一九九二年七月三一日一部改正

一百三十六 一九九四年七月三一日一部改正

一百三十七 一九九〇年七月三〇日一部改正

一百三十八 一九九二年七月三一日一部改正

一百三十九 一九九四年七月三一日一部改正

一百四十 一九九〇年七月三〇日一部改正

一百四十一 一九九二年七月三一日一部改正

一百四十二 一九九四年七月三一日一部改正

一百四十三 一九九〇年七月三〇日一部改正

一百四十四 一九九二年七月三一日一部改正

一百四十五 一九九四年七月三一日一部改正

一百四十六 一九九〇年七月三〇日一部改正

一百四十七 一九九二年七月三一日一部改正

一百四十八 一九九四年七月三一日一部改正

一百四十九 一九九〇年七月三〇日一部改正

一百五十 一九九二年七月三一日一部改正

一百五十一 一九九四年七月三一日一部改正

一百五十二 一九九〇年七月三〇日一部改正

一百五十三 一九九二年七月三一日一部改正

一百五十四 一九九四年七月三一日一部改正

一百五十五 一九九〇年七月三〇日一部改正

一百五十六 一九九二年七月三一日一部改正

一百五十七 一九九四年七月三一日一部改正

一百五十八 一九九〇年七月三〇日一部改正

一百五十九 一九九二年七月三一日一部改正

一百六十 一九九四年七月三一日一部改正

一百六十一 一九九〇年七月三〇日一部改正

一百六十二 一九九二年七月三一日一部改正

一百六十三 一九九四年七月三一日一部改正

一百六十四 一九九〇年七月三〇日一部改正

一百六十五 一九九二年七月三一日一部改正

一百六十六 一九九四年七月三一日一部改正

一百六十七 一九九〇年七月三〇日一部改正

一百六十八 一九九二年七月三一日一部改正

一百六十九 一九九四年七月三一日一部改正

一百七十 一九九〇年七月三〇日一部改正

一百七十一 一九九二年七月三一日一部改正

一百七十二 一九九四年七月三一日一部改正

一百七十三 一九九〇年七月三〇日一部改正

一百七十四 一九九二年七月三一日一部改正

一百七十五 一九九四年七月三一日一部改正

一百七十六 一九九〇年七月三〇日一部改正

一百七十七 一九九二年七月三一日一部改正

一百七十八 一九九四年七月三一日一部改正

一百七十九 一九九〇年七月三〇日一部改正

一百八十 一九九二年七月三一日一部改正

一百八十一 一九九四年七月三一日一部改正

一百八十二 一九九〇年七月三〇日一部改正

一百八十三 一九九二年七月三一日一部改正

一百八十四 一九九四年七月三一日一部改正

一百八十五 一九九〇年七月三〇日一部改正

一百八十六 一九九二年七月三一日一部改正

一百八十七 一九九四年七月三一日一部改正

一百八十八 一九九〇年七月三〇日一部改正

一百八十九 一九九二年七月三一日一部改正

一百九十分 一九九四年七月三一日一部改正

一百九十一 一九九〇年七月三〇日一部改正

一百九十二 一九九二年七月三一日一部改正

一百九十三 一九九四年七月三一日一部改正

一百九十四 一九九〇年七月三〇日一部改正

一百九十五 一九九二年七月三一日一部改正

一百九十六 一九九四年七月三一日一部改正

一百九十七 一九九〇年七月三〇日一部改正

一百九十八 一九九二年七月三一日一部改正

3-1
3-2

様式第4号（第5関係）

活動結果報告書

令和2年 4月20日

越前市議会

議長 三田村 輝士 殿

議員氏名 大久保 恵子



下記のとおり報告します。

日 程 令和2年4月10日(金曜日)～令和 年 月 日(曜日)

活動先 議会報告

活動目的

研修・調査・その他活動事項及びその結果概要 (不足のときは、補助用紙を用いる。)

印刷業者 国府印刷社

支払金額 129,787円

配布先 市内各所

配布部数 約19,190枚

別添のとおり

大久保恵子

3月議会報告

2020年3月議会は2月20日から3月19日まで29日間にわたり開催され、最終日には2020年度一般会計当初予算351億2100万円など予算案13件、「みんなの心をつなぐ手話言語条例」の制定など条例案10件、そして19年度補正予算案（新型コロナ対策感染予防対策）で最終日に追加計上された3800万円などを可決しました。

一般質問

I 防災について

1 ハザードマップ改定について

越前市は新年度水害ハザードマップを更新。改定内容は昨年6月に県が公表した洪水想定区域図に、今年6月県が策定予定の水害リスク図を加え、さらにこの秋から地域で開催するワークショップで聞き取りをした危険個所などを加えたものとなる。

Q1 地域ミーティングの実施時期と手法は？

A 地域ミーティングの実施期間は9月1日から10月頃の開催を予定。市内を4ブロックに分け、区長や地域の自主防災組織等の参加を得てワークショップを開催し、地元だから把握できる危険個所などの聞き取りをしてマップに反映する。

Q2 作業完成後のスケジュールと市民への周知方法は？

A データ作成完成はR3年1月末。その後全戸配布用30,000部と予備8000部を印刷。災害時の減災対策として活用。

自主防災組織の研修、地区・町内の防災訓練、市政出前講座等において周知を図ると同時に市外の方にも危険区域や避難場所について周知を図る。

Q3 外国人への周知は？

A 4ヶ国語（ポルトガル・中国・ベトナム・英語）で作成。印刷部数は外国人世帯、今後の転入者を考慮し5,000部。配布は転入者には窓口サービス課で配布。外国人雇用企業にも協力を頂く。その他、昨年委嘱した外国人市民防災リーダーを活用し配布・周知を図る。またインターネットでも閲覧できるようなマップデーターを作成。

外国人市民は日本での災害の経験が少ないので避難情報・避難行動についてハザードマップを有効活用する。

【質問趣旨】作ったら終わりではない。（災害リスク回避のため）周知の徹底を求める。

2 災害リスク対策について

Q1 国は省令を改正し、不動産業者に対し販売時に水害リスクの説明を義務付けることになったが、現在の対応と、市の今後の対応は？

A 業者から問い合わせがあればハザードマップの情報を示している。今後は、R3年4月改訂版のハザードマップを不動産業者に対して配布。市HP及び地図情報のシステムデーターに情報を掲載し市民に加え、市外の方や不動産業者に対しても危険区域や避難場所について周知を行う。

Q2 国はこれまで規制のなかった浸水想定区域で、災害リスクの高い地域の開発規制を強化することになった。市はこれにどのように対応するのか？

A 今後国の法案の動向を注視して適切に対応する。

Q3 今回のハザードマップの改定は国が自治体に住宅や都市機能を誘導するエリアの策定を求めたものである。市もこの趣旨に沿った改定が必要と考える。

A 立地適正化計画に基づく本市の居住誘導区域には土砂災害特別警戒区域は含まれていない。

【質問趣旨】今回のハザードマップの改定は、現在の人口減少・インフラの老朽化・財政難・それに加え災害の激甚化など4つの問題に考慮して災害に強いまちをどうつくるかという視点が必要となる。

3 新庁舎災害時非常用電源について

Q1 庁内の災害時非常用電源の設置場所とその機能について聞く。

A 本庁舎の非常時の電源設備は市庁舎6階。自家発電機の容量や燃料備蓄量については国が定める「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」に準じて整備。発電容量は200KW。燃料備蓄量4KLで3日間（72時間）連続運転が可能。

皆さまいかがお過ごしですか。
コロナウイルスの先行きが見えません。
「うつさない」「うつらない」を心がけ外出を控えましょう。
早い収束を祈るのみです。



2020年4月10日発行

〒915-0802 越前市北府3-3-18

TEL 090-7588-5355

ke51ik.o.okubo@bf.wakwak.com

II 手話言語条例 市民への周知について

Q1 今議会で「越前市みんなの心をつなぐ手話言語条例」制定の市民への周知方法は？

A 新年度予算にリーフレットの作成を計上している。

Q2 一人でも多くの市民に、策定の趣旨を知ってもらうためにはリーフレット作成だけでは弱い。何らかのキックオフイベント開催の検討を提言する。

A 具体的施策を検討議論する会議で、具体的に検討する予定。

【質問趣旨】ようやく越前市において「手話言語条例」が策定された。「健聴者とろう者の共生社会を目指す」という市の政策を一人でも多くの市民に伝えるために、効果的なキックオフイベントの開催を求めたい。

III ギガスクール構想について

市は、国のギガスクール構想にあわせR5年度までに小中学生一人に1台のパソコンを配備し、今後のIT、ICT社会に適応した子どもの育成を目指している。

Q1 ギガスクール構想で学校現場はどうなるのか？

A 一人1台のタブレット端末の配備で、現在より児童一人ひとり最適化された学びを実現することができ、個々の興味・関心に応じた学びができるようになると考えている。

Q2 先生のスキルアップのための体制やツールについての考え方？

A 各学校で、研究主任を中心とした体制で端末を組織的に使うための研修を行っている。教員のスキルは着実に向上している。新採用や他市からの異動教員のスキルアップに取り組む。

Q3 特別支援学校の子ども達にも配備されるのか？

A 一人1台の端末は特別支援学校の子どもたちもすべて対象にしている。本市は、特別支援学級優先で実施している。

【質問趣旨】ハードだけではなく、指導する教員のスキル、指導力が必要。しっかりした指導体制の確立が必要。

※「ギガスクール」について、「國の方針変更で今新年度は小5、小6、中1全員に端末を整備することになった」、「予算は9月補正に計上」。なお令和5年度までに順次配備。

※この議会だよりは政務活動費を活用しています。

IV 新幹線駅名の公募について

Q1 駅名決定までのスケジュールは？

A JR 西日本から「本年夏ごろまでに駅名候補の提出」を依頼されてる。新年度に入ったら選定委員会を設置し、夏頃を目途に選定し JR 西日本に対し要望書を提出したい。

Q2 新幹線の駅名を広く、丹南地域から公募してこれから立ち上げる選定委員会で検討していかがが。

A 駅名候補については、駅設置市である本市が主体的に検討すべきと考えているが周辺自治体の住民の意見も聞きたい。

【質問趣旨】駅舎建設地は越前市であるが、今後丹南地域と連携して地域を発展させる必要がある。その意味で越前市だけの閉じられた選考委員会の中で決めるのではなく、広く丹南地域から公募してそれを参考に決定すべきと考える。

予算質疑（2月26,27日）

3月補正予算から

・武生菊人形事業 2億7,982万9千円
(総事業費：4億2,480万円)

Q1 事業内容を聞く

A 来年の菊人形70周年に向け、69回終了後老朽化した見流し館を取り壊し、国の社会資本総合交付金を活用して再整備する。整備後は菊人形期間以外も催事場として活用、更なる賑わいの創出を図る。

面積：1,600m²
(うち屋内催事場1,000m² 倉庫600m²)
空調設備、照明設備、付属設備等

総事業費：4億2,480万円
(国費1/2 令和2・3年度継続費：4億2,480万円)

Q2 今一つイメージが湧かない。

A 福井市の産業会館のような催事場。

Q3 維持管理はどこが？維持管理費は？中心市街地との連携は？

A 今後考える。

【質問趣旨】財政難、人口減少、そして50年に一度のまちづくり（箱モノづくり）が一段落しこれから借金の返済が始まる。そこにまたこの事業の借金が加わる。そしてさらに公共施設総合管理計画の実施に向け大きな市債発行。加えて清掃センター約200億円、新幹線整備事業が始まる。

現在行財政改革の一環として施設統合や郵便局南側市有地の売却等を考えている時にまたぞろ箱モノかと思う。しっかりした将来展望の下での事業推進を求める。

なお私のこの質問に対し、市長が思いがけず挙手し「これは行革の一環でもあります。」と発言。初めて聞きました。議会はこの間ずっと「更なる賑わい創出のため」と聞かされていました。

越前市特別会計条例の廃止 瓜生産業団地造成事業の総括について

市は1昨年9月議会に瓜生の10万平米の土地を造成し企業への売却を目的に特別会計を組んで室を立上げたが、約8か月後の昨年6月この事業の中止を発表。その後は地元賠償など後始末を終え、昨年12月議会で6,247万1,000円の損失を計上。そして今3月議会で瓜生産業団地特別会計を閉鎖した。

以下、今議会市長の瓜生産業団地に関する「提案理由説明」

企業の用地需要に応えるため、2年間という短期間に造成可能と思われた瓜生産業団地事業が中止になった反省点（リスク軽減のため）

・「地元の協力・理解」を得た上で事業決定する必要がある。

・しかし、それではスピード感がなくなるので「地元の協力・住民の理解」を事前に調査・確認した上で事業決定をし、予算計上する2段階方式を採用する。

・併せて全国の事例や民活についても研究する。

私は、特別会計閉鎖に当たり、昨年12月議会に引き続き計上されていない「職員の人事費」について質問したが、今回も回答は「職員はこの（瓜生の）仕事だけしているのではないので人件費を出すのは無理」との事。

しかし室まで創設して職員をこの事業に当たらせた。「出せない」とするのは不誠実。説明責任放棄である。

さらに腑に落ちないのは、「全国的に需要があり、公募して企業誘致を図る」との説明だったにもかかわらず、一度も公募することなく事業は中止になった。最初から最後までつじつまの合わない大変不透明な事業であった。

億の血税が無駄に使われた責任はだれがとるのか。

総務委員会報告（3月11,12日）

武生郵便局南側の市有地の売却（7千万円）

目的：遊休資産の処分と有効活用に向け、中央公園のさらなる賑わい創出や地域の活性化を図るために、公募による売却を行う。

地籍：約2,460m²（約745坪）

建ぺい率：60% 容積率：200%

売却方法：制限付き一般競争入札

（総合評価落札方式）

公募スケジュール：4月公募開始 6月落札者決定

・「民間売り払い」よりも「中央公園駐車場」に

この件については、一般質問で複数の議員から、現在の中央公園の駐車場不足に鑑み「今、ここを民間に売り払うより駐車場にした方が良い」との意見がありました。3月9・10日に開催された産業建設委員会でも意見沸騰し、所管の総務委員会へ「申し入れ書」という形で十分な審議を求めました。

この計画は、昨年の12月議会の提案理由の中で民間への売り払いが示されたものです。

私も所管の総務委員会（3月11・12日）で「財政難の折、民間に処分したいのは分かるが、今は駐車場として活用した方が良いと考える。」と発言。また7,000万円という売り払い金額についても市民から安すぎるとの疑問の声もあり、算定基礎を尋ね妥当な金額の再考を求めました。

・今年度予算に再計上

なおこの予算は、昨年12月議会の市長提案理由で示されたものであり、公募はこれからであるにも関わらず、市長は新年会など複数の場で「民間活力により、下（1階）は飲食店、上は福祉施設云々」を発言している。これについて総務委員会で「公募にこのような条件を付けるのか」と質したところ、産業部長からは「条件は付けない」との答弁。これについても不透明感が払しょくできない。

祝！越前市みんなの 心をつなぐ手話言語条例

今議会で「手話言語条例」が制定されました。最終日の19日にはたくさんの聴覚障害者が傍聴に見え、議会終了後「越前市みんなの心をつなぐ手話言語条例成立！」と書かれた横断幕を前に理事者や議員と一緒に記念撮影をし、これからが本番、条例を担保に、聴覚障害者の住みやすい越前市、そして「聴覚障害者と健聴者の共生社会を目指す越前市」としての施策を推進に力を尽くしたい。

武生中央公園プール再整備事業 3億8千万円

中央公園プールを国のパークPFIの交付金を活用し、公募により公民連携の屋内温水プール整備

事業内容：官民連携・屋内温水プール（25m8レーン・幼児用プール）

事業期間：20年間

スケジュール：R2年度 公募設置等選定委員会を設置

R3年度 整備完成

現在、年間40日程度の共用期間を通年利用にし、市民の健康増進を図るもの。

民間に設計、建設、指定管理運営業務を任せること。市はプールの部分だけ買う。

*この事業は、国の29年度からの新事業で、まだ全国的に例を見ない新しい事業であり委員会では「不安要素が多く心配」という声が多く聞かれた。

ふるさと納税について

昨年度収入：約2.5億

昨年度事業費：1.49億

（JTBへ事業委託 2,400万円、謝礼（返礼品9,000万円など））

昨年度流出税金：0.45億

昨今、ふるさと納税は、本来の趣旨を逸脱して返礼品合戦の様を呈し憂慮している。越前市はこのふるさと納税推進事業に昨年度約1.49億（JTBに約2,400万円で事業委託・謝礼約9,000万円）支出。昨年度の収入約2.5億円、他県へ流出分4,500万円を相殺すると、実際の収入は数千万円。

市はこの収入を産業活性化一般に充當している。私は特定の事業に特化した使い方を望む。例えば越前市が人と環境の共生政策のシンボルとしているコウノトリ育成事業とか、コウノトリ米作付け面積拡大とか、コウノトリ米学校給食活用とか。返礼品ではなく、目的化することで全国からの応援者も増えるのではないかと考えます。これに対する部長答弁は「今後検討する」。

市政トピックス

越前市に新しい企業進出

3月2日 市長表敬

=三洋化成の子会社・APB福井工場（仮称）=
次世代リチウム電池の世界初の商業化

所在地：越前市庄田（旧・新生電子武生工場）

敷地面積：約23,733m² 床面積：約8,628m²

事業内容：全樹脂電池の設計・製造

操業：2021年

3-3

様式第4号（第5関係）

3-4

活動結果報告書

令和2年 7月22日

越前市議会

議長 三田村 輝士 殿

議員氏名 大久保 恵子



下記のとおり報告します。

日 程 令和2年7月15日(水曜日)～令和 年 月 日(曜日)

活動先 議会報告

活動目的

研修・調査・その他活動事項及びその結果概要 (不足のときは、補助用紙を用いる。)

印刷業者 国府印刷社

支払金額 128,713円

配布先 市内各所

配布部数 約18,875枚

別添のとおり

大久保恵子

6月議会報告

2020年6月議会は、6月11日(木)から7月1日(水)までの21日間の日程で開催されました。

今議会はコロナの件で4本の専決予算の承認がありました。

初日11日には「新型コロナウィルス対策事業」(プレミアム商品券)負担金8,338万円と議員報酬削減の条例改正案を全会一致で可決承認。

6月16日(火)には予算案に対する質疑、17日(水)は7人の議員の一般質問がありました。

そして7月1日の最終日は予算案2件、条例案6件、一般議案2件、専決15件(予算案5件、条例案11件)を可決終了しました。全体の予算規模は708億4283万3千円(一般会計:448億7532万9千円)となりました。

■コロナ関連議会対応

6月議会は、様々なコロナ対策を実施しました。

【3密対策】

・一般質問

各会派6人と諸派から1人(大久保恵子)の計7人(通常希望者全員)

持ち時間は、1人30分(通常50分)

議場は午前、午後で議員の半数ずつ入れ替え
(残り半数の議員は控室でCATV)

・質疑

半数交替(議場半数、残りは議員控室でCATV)

議会は、今回のコロナで大きな影響を受けている市民や中小企業を応援しようとの思いで期末手当と政務活動費を削減しました。

*削減総額:923万544円

6月末手当30%削減・政務活動費3か月分削減(25%)



■コロナ関連予算(専決4本を含む)

① 4月20日専決	4億7500万円	子育て世代・障害者給付金、事業所応援補助金他(市単独)
② 4月23日専決	6800万円	特別定額給付事務費(国)、県の休業要請協力金市負担分(市)
③ 4月30日専決	84億4900万円	特別定額給付金(国)、子育て臨時給付金(国)、住宅給付金(国3/4・市1/4)
④ 5月15日専決	1億1964万4千円	福祉事業所感染対策(市)、保育対策(国)、子育て世代追加(市)、中小企業利子補給(市)、新規創業者持続化給付金(市)、コロナに負けない事業等所応援補助金追加(市)
		中小企業生産性革命補助金(市)、新事業チャレンジ補助金(市)、学校給食キャンセル負担金(国3/4・市1/4)
⑤ 6月11日議決分	8338万円	地域応援商品券発行事業(市)
⑥ 6月補正通常分	3億3834万7千円	教育情報化推進事業(国・市)
⑦ 6月補正追加分	1億9578万円	公共交通対策費、福祉事業、観光客誘致、学校施設対策

合計 97億2915万1千円

うち国庫他:91億9385万8千円(うち1億円三国競艇)
市予算:5億3529万3千円(財政調整基金と繰越金)

皆さまいかがお過ごしですか。
コロナ禍の中で人命と経済がせめぎあっている中、4羽のコウノトリが巣立ちました。
コロナ後の社会は「地方分散」そして「命を守る経済」に目を向いたいと思います。

2020年7月15日発行
〒915-0802 越前市北府3-3-18
TEL 090-7588-5355
ke51ik.o.okubo@bf.wakwak.com

6月議会一般質問

I 防災計画について

1 感染症予防対応のタイムライン化を

去る5月19日、県は災害避難所でのコロナ感染拡大防止のための手引書をまとめた。越前市はそれに先立つ4月27日に「感染症予防対応」を策定し、既存の「越前市避難所開設・運営マニュアル」に追加した。越前市の素早い対応を評価する。

Q については、そのうえで感染予防対応策を早急に「いつ」「誰が」「何をするか」を明確に示したタイムライン化することを求める。

A 県の手引書を参考にマニュアルを庁内関係部署と協議し今月中にタイムライン化する。

【質問趣旨】防災計画のタイムライン化は、大規模災害の発生を想定し「いつ」「誰が」「何をするか」を明確にした防災行動計画のこと、日本では2011年に紀伊半島豪雨を教訓に三重県紀宝町が全国初のタイムライン化し、現在100の自治体で策定され(今回、越前市でも既にタイムライン化されている)コロナに関しても紀宝町はじめ大阪河南町、長野県飯田市、福岡県飯塚市など複数の自治体で既にタイムライン化されている。越前市でもコロナ防災を「いつ」「だれが」「何を」という明確なタイムライン化を図るべき。

2 市防災会議に女性の委員の参画を

越前市市防災会議の委員数は37名、そのうち女性委員はわずか2名。

Q 市防災会議の女性委員は2名(日赤婦人部と、市男女共同参画協会)だけ。20年来この状況は変わっていない。防災会議の女性委員の数を拡充すべき。この現状認識と対応策は。

A 県防災会議の構成メンバーに準じている。委員は各機関・各団体からの推薦によっている。今後5月29日、内閣府から「防災に関する政策・方針決定過程と現場における女性参画の拡大などの取り組み促進に関する通知」を受けて、今後推薦元となる関係機関や団体に対し積極的に働きかけていく。

【質問趣旨】この間、市民団体として堂本元千葉県知事/参議院議員)を招いて講演会を開催するなどして「防災に女性の声を」と、防災への女性の参画訴えてきたが、20年来動きがなかった。今回、市はこの5月29日付けの国の通知を受けようやく女性委員の拡充に向け前向きに取り組む様である。議会最終日にはそれに向けた条例改正案が出され全会一致で承認された。今後の動きを注視したい。

II 市政情報発信の強化

1 市HPの充実を

今回コロナ禍の中、私は市のコロナ対策を見るために毎日市のホームページを見ていた。同時に他の自治体のHPも見ていた。

Q 越前市のHPトップはとても見やすい。では内容はどうか?市は何かというと「ホームページを」とか、「ホームページで」というが、市自身のホームページへの評価は?

A 常に新しい情報を掲載している。30年12月にはリニューアルし翻訳機能や読み上げ機能を付加し、機能向上により利便性向上を図った。今後も閲覧者数を勘案し、より見やすくアクセスしやすいホームページの構築に努めていく。

2 SNSを活用した情報発信の強化を

Q 「越前市ソーシャルネットワークサービスガイドライン」を策定(2014年)しているがどうして動きが鈍いのか?

A 各課広報委員を通じ、各課でのアカウントの取得が可能であることや、公式フェイスブック「いいね!越前」での情報発信について職員に周知している。さらに、市民のSNSによる情報取得推進のため、本市のアカウントを広報誌に掲載するなどして周知に努める。

【質問趣旨】「ホームページは市の顔、ホームページを見れば市の様子が分かる」と言われている。市民との協働の視点から、また人口の維持や交流・移住人口の増大、地場産品の販売、企業誘致など自治体間の生き残り戦略にもつながる重要な仕事でもある。技術もさることながら本気で市民に伝えたい、内外に発信したいという職員の意気込みや市の活気が感じられるような発信を。多くの自治体で戦略プランなるものを策定し情報発信強化に努めている。



III 市民との協働について

6月の国際交流協会の総会で、市長が協会の会長に就任した。

Q1 どうして市長が市民団体の長になるのかその理由を聞く。

A 外国人市民の急増の中、多文化共生プランを策定、ダイバーシティ推進室を設置し積極的に取り組みを進めてきた。一方国際交流協会においては、行政による人的・財政的支援の下で組織及び事務局体制の強化や外国人雇用企業の参画の必要性が認識され、「会長には本市市長を持って充てる」との会則が総会で決定された。

Q2 市の協働の考え方を聞く

A 市民と行政が対等の立場で、共通する課題の解決のため、それぞれの持つ資源を持ち寄り、協力、連携、補完しあって活動し、満足度の高い市民サービスを生み出すことと認識している。

Q3 国際交流協会の今後の在り方について、市の考えを聞く

A 多文化共生推進プランに掲げる施策の推進については、行政と国際交流協会、外国人雇用企業、関係団体がそれぞれの役割を担いながら連携して進めて行くことが大切。今後とも国際交流協会は重要なパートナーとして二人三脚で各種政策を進めていく。

【質問趣旨】市は一昨年、遅まきながら市多文化共生プランを策定し、その推進に当たって昨年からようやく協会へ人や金を突っ込み始めたことは喜ばしい。そして今年度は何と市長が協会の会長に就任した。

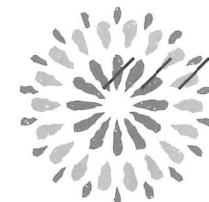
私は市長が一市民団体の長になることは理解しがたい。これまで通り市長の肩書で十分多文化共生社会実現のための役割を果たせると考える。さらに予算を出す側と、受けける側が同じというのも問題。

協働とは、お互い対等の立場で役割分担の中で持てる力を発揮し課題解決に当たることと認識している。

今回の国際交流協会のことだけではなく、改めて市長はじめ職員一同「市民と行政の協働とは」を真剣に問うべきだと考える。

編集後記

7月末で、今任期4年の半分が過ぎようとしています。この2年間、「人権や環境を大切にしたまち」を目指して、そして「開かれた市政を目指して」情報公開や市民との協働を中心に議会活動をしてきました。残る2年間も微力ながら力を尽くして参ります。引き続きご支援宜しくお願ひ致します。



市政トピックス

今年の菊人形

【10月9日（金）～11月8日（日）の31日間】

- ・コロナ対策として規模を縮小して開催
- ・菊花の野外展示
- ・大型遊具の運行は土・日・祭日のみ
- ・OSKの公演は中止



越前市コロナに負けない 地域応援商品券販売 (7月19日～8月31日)

コロナで打撃を受けた地域経済を守るために、市内での消費喚起を目的に、20%のプレミアム付き商品券を販売。現在各世帯に「越前市コロナに負けない地域応援商品券購入引換えハガキ」が送付されています（詳しくはハガキをご覧ください）。

コウノトリ巣立ち

白山の人口巣塔で誕生した4羽のひな鳥がすくすく成長し、この度地元の期待の中、見事巣立ちました。

人と自然の共生を目指し、2009年無農薬無化学肥料の「コウノトリ呼び戻す農法部会」を結成し、10年余。

ようやくひなが巣立ちました。地元の方々の取り組みに敬意を表します。

併せて私も更なる環境調和型農業の推進に力を尽くしていきたいと思います。

議会、電子評決スタート

今議会で初めて賛成の議員が自席のボタンを押す電子評決が行なわれ、評決の結果は議場正面と後方に設置されている大型画面に表示（賛成議員は青で表示）されることになりました。

オープンイノベーション推進事業策定支援事業 及び 「南越駅辺先端産業ゾーンイメージ図作成業務」 の進捗状況

市は、今年3月策定の「市産業活性化プラン」に基づき、オープンイノベーション推進と新たな産業集積地を検討。併せて同3月策定の「南越駅周辺まちづくり計画」に基づき、新幹線駅周辺に先端産業ゾーンを作るためのイメージ図の作成を一体的に行うための受託候補者を募って公募型プロポーザル方式による提案を公募し、4社の応募の中から第1次（6月4日）、第2次（6月9日）の審査を経て6月19日下記と委託契約を結びました。契約期間は6月19日～3月19日。事業費は20000万円。

・受託者：三菱UFJリサーチ＆コンサルティング（株）、（株）昭和設計共同企業体と契約

*今後、越前市の強みを両社が持つ専門性とネットワークを生かしイメージ図づくりに取り組み、11月を目途にビジョン作成、その後イメージ図を作成予定。

総社通り（市道1802号線）商店街の 道路改良事業が始まります。

9月中旬（総社まつりの後）から、総社通りの道路改良工事が始まります。総社を中心に南・北の2工区に分け、各工区南から開始。

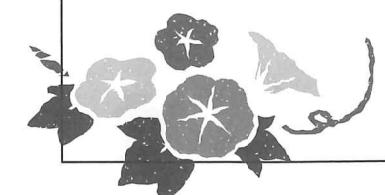
この工事で歩道、車道とともに3メートル（路肩0.8m）となります。残念ながら電線地中化は、ガス、上下水道、NTTなどの埋設物が多く不可能との事。

アーケード撤去以来「暗い」と言われていた照明は総社前交差点、タマヤ前に市が設置・維持管理。街灯は地元設置・管理。街路樹は維持管理上、無しとの事。

総工費は新年度予算中、都市整備計画の中心市街地活性化事業1億5530万円。工事期間は来年3月一杯。担当は都市計画課。

「政治は暮らしです。

政治はまちづくりです。」



大久保恵子は、「人（人権）と環境（自然）」を大切にする心豊かな落ち着いた潤いのある越前市を目指し活動します。



市民に開かれた議会を目指して
越前市議事録削除事件・最高裁で勝訴！

発端は、市長の2元代表制を無視した発言と議会の権限放棄

2016年（H28）12月議会で、市長は佐々木哲夫議員の一般質問に答弁することなく、先の9月議会の会派の機関紙に触れ、議長に「私の答弁を曲解して会報に書き市民に配布した。精査してしかるべき措置を。」と発言しました。

この市長の発言を受け、議長は佐々木議員が“議会を混乱させた”との理由で、議長職権で12月議会の同議員と、議長権限が及ばない市長の発言までも議事録から削除。

2017年秋、同議員は一連の議会対応を福井地裁に提訴（後に小形議員が追訴）。そして5回の裁判を経て18年7月訴訟を取り下げました。理由は、同年4月同様の愛知県議会議員・議事録削除における最高裁判決で、「議会のことは議会で解決を」と裁判所は審査しないとの従来判例を踏襲する判決が出て、福井地裁もこの判決に準じると判断を予測した為です。

「一市民である私なら」と考え

この裁判に先立ち、当時一市民であった私は、2017年4月から「議会で何があったのかを知りたくて」越前市情報公開条例に基づき3回情報公開を申請しましたが、なんと議会判断は不開示。「議員が議会を訴えることは、裁判所が審査しない」のであれば、市民が議会を提訴すれば裁判は可能と考え、2018年7月福井地裁に提訴しました（後に2市民が追訴）。

福井地裁、名古屋高裁で勝訴

その結果、翌年2019年6月に福井地裁で完全勝訴。しかしこの結果を市議会は不服として、直ちに名古屋高裁に上告。結果、名古屋高裁も即日結審で勝訴しました。

最高裁で勝訴

しかし、市議会は名古屋高裁判決も不服とし、同年11月最高裁に上告。今年6月30日、最高裁は市議会の「上告を受理せず」を決定し、勝訴が確定しました。今後この判決は全国での判例となります。

「市民の知る権利」の勝利

もし、議事録削除が許されれば、議会で何があったのか市民の目から全く隠され、削除の妥当性すら判断できなくなり、今回のように市長の発言まで削除されれば、議会での議論は何もなかったことになります。今後、権力者や議会多数派の都合悪いことは削除されかねず、民主的な議会は崩壊する可能性大です。

「市民に開かれた議会」「市民のための市政」を目指して

私が今回のこと一番嬉しいのは、これが越前市議会の議事録削除だけに留まらず、議事録原本の開示が、今後全国の判例となることです。再び議員となった私は、これを糧に今後、開かれた議会、市民のための市政となるよう頑張りたいと思います。

ご支援頂いた皆さま有難うございました。

3-5

様式第4号（第5関係）

3-6

活動結果報告書

令和2年12月22日

越前市議会

議長 三田村 輝士 殿

議員氏名 大久保 恵子



下記のとおり報告します。

日 程 令和2年10月5日(月曜日)～令和 年 月 日(曜日)

活動先 議会報告

活動目的

研修・調査・その他活動事項及びその結果概要 (不足のときは、補助用紙を用いる。)

印刷業者 国府印刷社

支払金額 128,713円

配布先 市内各所

配布部数 約18,575枚

別添のとおり

大久保恵子

2020

9月議会報告

2020年9月議会は、9月1日（火）から9月23日（水）までの23日間の日程で開催されました。

議案に対する質疑や一般質問、各常任委員会での審査が行われ、最終日23日（水）に予算案2件（補正2件）、条例案2件（改正1件、廃止1件）、一般議案1件、人事案件（教育長他）19件を可決終了しました。

コロナ禍の中、9月議会から本会議場は透明なアクリル板で、議員席の一人一人を、そして質問席も同じく3方を囲みました。そして時間・人数とも制限なしの通常通りの運営となりました。

9月一般会計

9月一般会計補正額： 6億8580万1千円



補正後的一般会計： 456億913万円

《主な事業》

観光施設管理事業：	2000万円 (中央公園の大型遊具老朽化対策)
南越駅周辺まちづくり事業：	1491万1千円
コロナ対策関連事業：	1000万円（観光誘客促進） 500万円（児童相談事業） 2000万円（公共交通感染症対策事業） 1991万円（学校施設感染症対策事業）
財政調整基金事業：	5億2千70万円（積立金）



「政治は暮らしです。
政治はまちづくりです。」

大久保恵子は、「人（人権）と環境（自然）」を大切にする心豊かな落ち着いた潤いのある越前市を目指し活動します。

9月議会一般質問

I 情報公開制度について

2016年の議会議事録削除事件は、今年6月30日、最高裁で「市民の知る権利」の勝訴が確定し、7月14日議会議事録が開示されました。この件を通して見えてきた、越前市の情報公開の課題について質問しました。

Q1 「審査会委員に公募枠」を求める。

審査会委員は越前市情報公開条例に「市長が委嘱する5人をもって組織する」（第14条）とあるが委員に公募枠を設けることを提言する。

A 実施機関が不開示等と判断した公文書の内容や重要な個人情報などを扱うことから県及び県内他市でも公募による委嘱は行っておらず、本市も考えていない。

質問趣旨 公募枠を設けている先進自治体も複数ある。越前市も今回の敗訴を深く受け止め公募枠をつくるべきだと考える。

Q2 「議会の承認をもって市長が委嘱する」ことを求める。

審査委員は市長の一存で委嘱するのではなく「議会の承認を得て市長が承認する」として、透明性のあるものにすることを提言する。

A 審査会規則第2条で「審査会の委員は、地方自治に関し学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する」となっている。有識者団体などから推薦を頂くなど、適任者を選任している。

質問趣旨 これについても先進自治体では市長の一存での委嘱ではなく「議会の承認を経て」としている自治体もある。公平性を期すべく、「議会の承認を経て、市長が委嘱する」にすべきだと考える。

Q3 「審査会の原則公開」を求める。

この度の福井地裁、名古屋高裁、最高裁判決の判決は「議事録原本の開示」であったが、福井地裁での勝訴にも拘らず、その後審査請求した市民に対し審査会は「不開示」の判断を下した。このことで市民の審査会に対する不信感は更に高まった。この不信感払拭のため、審査会を原則公開にすべき。

A 審査会では実施機関が不開示等と判断した内容や個人情報等について実際に見分し審査することから規則第4条4項において「公開しない」と規定されているとともに条例14条7項において、守秘義務を課している。従って一般的な傍聴を行うことはできない。

質問趣旨 これも「原則公開」としている先進自治体もあり、今回の一連の件で、市民の審査会に対する大きな不信感を払拭するためにも、個人情報を資することは別にして審査会を原則公開すべきと考える。

皆さまいかがお過ごしでしょうか。

熱かった夏も嘘のように、早10月、吹く風や庭の虫の音にすっかり秋を感じます。

Q4 同じく「審査会の議事録公開」を求める。

福井地裁勝訴判決後の審査会の「不開示」決定に、不信感を持った市民が「審査会の議事録の開示」を求めたが、開示されたものは、レジュメのようなもので、議論の内容が分かるものではなかった。議論の分かれるような議事録の作成と公開を求める。

A 他市町の状況を調査したうえで、審査会と協議する。運営規則第10条第1項で「審査会の会議録は会議の概要を期した要点記録」と規定されている。なお会議録の公開については、他市町の状況を調査し、審査会と協議したい。

質問趣旨 これについても議論の透明性を図るために、審議の内容が分かる会議録を策定することを求める。

Q5 昨年9月に、規則5条2項（調査会の調査権限）に追加した「審査会から求めがあった時は、これを拒むことができない」という文言を「規則ではなく条例へ明記」する事を、昨年12月議会に続き提言する。

A インカーメラ審理については、市情報公開条例14条第5項に「審査会は、必要な資料の提供を求めることができる。」と明記されている。

質問趣旨 これも答弁になってない。審査会がこの条例第14条の5項（上記）に基づき、3回に渡り議会に資料の提供を求めたが、議会がこの求めに応じなかったことに危機感を持った審査会が、市に建議し、その結果、新たに規則に第5条の2に「審査会から求めがあった時はこれを拒むことができない」という文言が追加された。しかしこの条文は県内の自治体はじめ多くの自治体が規則ではなく条例に明記している。越前市も規則ではなく条例に明記すべき」という質問趣旨に答える答弁ではない。

この度の質問に当たり、昨年9月に規則に明記する理由となった「審査会の建議書」を情報公開で請求した。

公開された資料は、当時の課長が部長に「規則や要綱に明記するよう建議があったため」という提案理由が書かれた「要求書」であった。私が求めたものは、課長が部長に要求書を出すに至った「審査会の建議書」である。しかし、それは「無い」との事。「議事録にも無い」との事で全く不透明。

なお、たとえ審査会が課長の「要望書」にあるように「規則や要綱に追記すべきと建議したとしても、市長が「これは重要な事柄。越前市も他市のように条例に明記すべき」と判断したなら条例への明記になる。「市長も規則で良いと考えたのか?」と市長に質問したところ、市長から「通告がないので答えられない」との答弁。私は通告している。



この一連の裁判を通して、既存の条例を見直し、審査会の透明性を確保し市民の大きな不信感を払拭し信頼回復に努めるべき。それが今回の汚名挽回、市民への信頼の回復につながると考える。にも拘らず、答弁で分かるように何も変えるつもりがなく、変えようとしない市の姿勢が判明し大変残念に思うとともに憤りを感じる。

このことは、今回の議事録削除だけに限らず、市政全般についての市の姿勢だと考える。常々口にしている「丁寧な説明」「市民に開かれた市政」は実態とは大きくかけ離れていると言わざるを得ない。

2020年10月5日発行

〒915-0802 越前市北府3-3-18

TEL 090-7588-5355

ke51ik.o.okubo@bf.wakwak.com

Q6 この数年で、当初の「情報公開室」から「情報サービス室」そしてこの春は「市政情報室」へと室の名称がたびたび変わった。市の情報公開の姿勢を示すために室名を元の「情報公開室」に戻すべき。

A 市民により身近に感じられるよう改称した。名前は変わったが情報公開制度に係る事務など、市政情報事務分掌については従前と変更はない。

質問趣旨 「情報公開室」は総務部秘書広報課内の「課内室」であり、市政の情報公開は市のまちづくりの姿勢を示す大切な部署である。「名は体を表す」。市の姿勢を示すためにも、市民に対し分かりやすい「情報公開室」に戻すべき。どうしても嫌なら、「市政情報室」の看板の前に「越前市情報公開受付窓口」の看板を設置することを求める。

Q7 情報公開の総合的推進（条例15条）のため、外部から講師を招き、全庁的な研修会の開催を求める。

A 今後検討していく。

質問趣旨 条例第15条（情報の総合的な推進）に「実施機関は、公文書開示のほか、市政に対する情報提供、公表等により、市民への説明責任を果たすとともに、住民自治の理念にのっとり情報公開の総合的な推進に努めるものとする」と明記されている。この条文の精神にのっとり改めて全職員への研修に努めることを提言する。

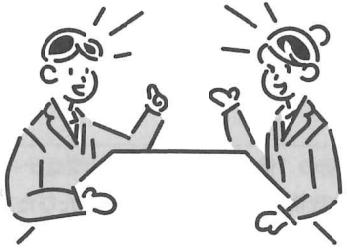
Q8 市の情報公開の今後の姿勢・在り方を問う。

A 今後も市民の知る権利を尊重するとともに、市政の公正な運営の確保及び市民の市の信頼関係の増進をもって図り、もって市民参加による開かれた市政の推進に資することを目的に制度運用していく。

質問趣旨 この答弁は「越前市情報公開条例の第1条（目的）」に書かれている文言のまま。

*最高裁の通知から開示まで2週間

6月30日の最高裁の判決は、7月1日に簡易書留で自宅（大久保邸）に届いた。それから開示まで14日間かかった。最高裁からの通知受け、翌日、私はこの件について議会事務局ではなく敢えて市の情報公開業務を担う「市政情報室」に出向き、今後の開示について聞いたが、7月9日になりようやく室から「議会が自主的に不開示を撤回し、自主的に開示する。今準備中なのでしばらくお待ちください。」との返事が来た。しかし2週間たっても音沙汰もなく、しげれを切らした仲間二人が市民情報室の出向き、ようやく開示されるに至った。この間の市政情報室の対応を見る限り、残念ながら市の情報公開を担っている意識も気概も全く感じられなかった。庁内で情報公開に関する業務を共通認識し、市の重要なポストにあることを認識し気概を持って職務に当たって頂きたい。



II

越前市の男女共同参画室の再興を

Q 男女共同参画の推進は現在の人口減少、低迷する経済からの脱却のための大きな切り札。性別役割分担意識から脱却して、その人の能力と個性を發揮できる社会を目指すことは、女性の活躍の場を増やし、活力ある社会をつくることになると考える。

A 近年私たちを取り巻く環境は、人口減少、少子高齢化、家族形態の多様化、外国人の増加など著しく変化している。これに対応するために昨年度から男女共同参画室と人権推進室を統合し、さらに多文化共生の推進を図るため、市民協働課内にダイバシティ推進室を設置した。現在H29年度改定の第2次男女共同参画プランに基づき取り組んでいる。

質問題旨
去年、室を廃止し「ダイバシティ推進室」の一部としたことで、男女共同参画推進の埋没感が否めない。力強い推進のためには旗を振るだけでなく個人的にもシステム的にも充実が必要。そして「男女平等協会えちぜん」との協働による推進が必須である。
ちなみに鯖江市は、持続可能なまちづくり(SDGs)の切り口に男女共同参画(ジェンダーフリー)を据えており、これは賢明な判断だと考える。室の再興を提言する。

III

マイボトル持参運動の進捗とこれから

Q 世界中で環境問題になっているプラスティックごみ。その削減の一環として1年前から越前市はペットボトル削減のため、府内の会議でマイボトル持参運動を始めた。その成果と地域の取り組み状況を聞く。

A この間の取り組みで、ペットボトルのお茶等の提供を辞めた会議が61、約570本のペットボトルを削減できた。令和3年に市環境基本計画において検討を進める。地域の取り組みが進むよう今後も周知に努める。

質問題旨
地域への推進運動が見てこなかったが、今回の答弁で改めて前向きな回答を得て、また1年後の議会でその成果を聞くことを楽しみにしたい。マイボトル持参は、特別の知識が無くても誰もがすぐに取り組める環境運動。まずは自分から。

市はレジ袋の有料化を受けてオリジナルエコバッグ500枚の無料配布を始めた。このバッグには食べ切り運動、雑紙キャンペーンが書かれているが、マイボトル運動は書かれていないかった。残念に思う。
またエコバッグは20数年前からの消費者団体等による取り組みで越前市においてはすでに定着している。市民は今や複数のマイバッグを持っており、最近マイバッグも一部でゴミになっている。現状を踏まえた政策の実施を望む。

議事録削除事件を振り返って

▶裁判の発端

そもそもこの問題の発端は、2016年の12月議会で、市長の2元代表制を無視した、議会への越権発言にある。

そして議会が市長の越権行為(佐々木議員に対する副議長の越権発言)を制止することなく、佐々木議員と市長の発言を議長職権で議会議事録から削除したことによるものである。

佐々木哲夫議員は、この一連の議会の行動を2017年に福井地裁に提訴。5回の口頭弁論を経て、福井地裁の「議会のことは議会で解決を、裁判には馴染まない。」というこれまでの判例踏襲の姿勢が見え、2018年7月11日この裁判を取り下げた。

▶新たに「市民の知る権利」を訴え市民が福井地裁に提訴

〈福井地裁で、市民側が勝訴〉

しかし、裁判を取り下げた直後の7月17日、市民が「開かれた市政、民主的な議会の根幹を揺るがす重大な事件」を「このまま見過ごすことは許せない」と考え、改めて福井地裁に「市民の知る権利」を求めて提訴(遅れて二人の市民も裁判に参加)。1年後の翌2019年6月福井地裁で、市民側が勝訴した。

▶議会は名古屋高裁、続いて最高裁に上告

〈名古屋高裁、最高裁で市民側が勝訴〉

議会はこの判決に不服せず、同年8月に名古屋高裁に提訴。これも即刻結審で11月に市民側が勝訴した。しかし議会はこれにも懲りずに、同じく11月最高裁に上告。これも最高裁の「受理せず」との判断で、2020年6月30日に市民側の勝訴が確定し7月14日に議事録は開示された。

▶9月議会で課題を整理し、条例改正を提言

〈反省の念に立って、自己改革を求める〉

そこでこの9月議会、私は「市自らの真摯な自己反省のもと真摯に改革に取り組むこと」を求め、一般質問に臨んだが、その答弁を見る限り何の反省の気配も何の改善の気配も感じらない。何も変わらない、変えようとするつもりがない市の姿勢に私は(市民の皆さんも)大きな絶望感を持った。

▶これからが始まり!

裁判が終わったから終わりではない。今後も、「開かれた市政」、「開かれた議会」への姿勢が大きく問われる。改めて裁判結果に強く自己反省し、今後開かれた市政、開かれた議会を目指すべき。

今回の議会答弁から、残念ながら、市民はもうしばらく、開かれた市政、開かれた議会の為にエネルギーを使わなくてはいけないよう。市民の不断の努力も求められる。

▶今後も「市民とともにつくるまち」のために

〈「開かれた市政、開かれた議会」を目指して!〉

市長の議会に対する越権発言に端を発したこの裁判は、市民に多大なエネルギーと裁判費用(市民のカンパ)を課すことになった。しかし、複数回にわたる市民集会、裁判傍聴、そして度重なるカンパなど、市民の皆さまの通算4年に渡る活動支援もあり、市民側が勝訴を勝ち取った。

なお、この判決は、今回の越前市議事録削除の件に終わることなく、今後、日本全国での判例になる。市民の不断の努力に敬意を表すとともに、今後は今回明らかになった情報公開制度の課題の改善に、一議員としても皆さまと共に努力していく。

決算質疑

(9月4日:本会議場にて)

旧庁舎関連埋蔵文化財遺物整理事業委託料 478万5千円について

質問: この事業の内容を問う。

答弁: 庁舎建設に伴う遺跡調査結果の資料作成委託に係る事業。

委託先: イビ測量

契約期間: 令和元年11月1日~令和2年3月31日

質問: この報告書のもとになる発掘調査はいつ、どこにいくらで委託したのか。

答弁: H28年、H29年でイビ測量へ委託

契約日: H28年8月10日

委託料: 2億4840万円

(28年度1億6千万円、29年度8800万円)

調査期間: H28年8月16日~29年8月31日

質問: 発掘調査を基に検討した結果、庁舎建設になったと考えるが、その報告書はいつどこが出したのか。

答弁: 発掘しながら並行して検討した。

調査資料はあるが検討報告書はない(検討会はしていない)。

質問趣旨
調査期間終了(H29年8月31日)の前の8月22日には起工式を行った。

私たち素人の市民は、発掘調査の後、それを基に建設の有無、保存の有無を検討するのだとと思っていた。初めから「記録保存」のための調査だったのか?

市民はその保存に向け短期間に4千数百という多くの署名や再三にわたる説明要求にも市は一切応じなかった。自治連合会からは唐突に「建設継続の請願」も出た。発掘中に庁舎建設を決めたのであるならその段階で速やかに市民に説明すべきであった。もっと市民に開かれた市政であって欲しい。

議会
トピックス

決算委員会設置

今議会で決算委員会が設置され、それぞれの常任委員会ごとに、前年度の決算審査に当たる。私は産業建設委員会として、令和元年の産業建設委員会の決算審査に当たり、11月9日に決算全体会を開催、12月議会で承認の予定。

議会
トピックス

特別委員会設置

(大久保は議会活性化委員会)

「議会活性化特別委員会」「公共交通対策特別委員会」の二つの特別委員会が設置され、議員任期終了の来年7月まで活動。

私は議会活性化特別委員会の委員として、H22年に策定された「越前市議会基本条例」の見直しを根底に地方分権の時代にふさわしい住民自治の議会の在り方を自治基本条例、情報公開条例とともに再度検討していきたい。

*この議会よりは、政務活動費を活用しています。

編集後記

9月議会一般質問は、最高裁での勝訴判決を受けて、市民とともにまとをつくるための根幹となる「情報公開制度」についてその課題とその解決策について市の考えを質しました。しかしながらその答弁を見る限り、市は解決に向けての姿勢を全く示しませんでした。

旧武生市時代、ちょうど私が議員に初当選した2000年頃は地方分権・地方自治の黎明期に当たり、市は「情報公開条例」を作り(因みに、私の当選初的一般質問は「情報公開」)、「自治基本条例」を作り、そして議会もこれに呼応する形で「議会基本条例」を作り、理事者・議会一

体になって開かれた市政、開かれた議会を目指しました。併せて「環境基本条例」「男女協働参画条例」の策定など、これからまちのありようを市民とともに考え条例という形にしたとても活気あふれる時代でした。あれから約20年、今や残念な姿になっています。

どこかで誰かが知らない間に物事決めていくまちは活気が無くなります。初心に戻って改めて市民参加の活気あるまちを皆さんとともに目指したいと思います。